

【各種資格認定に必要な症例数・単位数 一覧表】

更新日：2022年6月10日

※2020年4月以降の申請では、単位数の変更に伴い、各資格申請に必要な単位数も変更になっております。

単位数の詳細は弊会HPの「各種認定情報・資格申請」にございます「単位表一覧」をご確認ください。

※2020年3月31日までに取得された実績は、旧単位表で掲載されているものも内容が認められれば単位の加算が可能です。ただし、取得単位は新単位表(2020年4月1日～)をもとに算定されます。

※申請要件は以下の内容に加えて必ず資格ごとの案内ページ・内規も併せてご確認ください。

資格名	区分	職務・麻酔経歴	必要臨床実績	必要単位数等	試験
学会認定医	新規	医師免許取得後から申請時までの経歴書 ※医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分	認定病院での麻酔管理症例24ヶ月分の臨床実績報告書	—	—
	更新	申請する年の5年前の4月1日から申請時までの経歴書 (経歴提出のみ)	—	4単位 ※H 単位表に掲げる項番1～3の参加実績	—
	再認定	申請する年の5年前の4月1日から申請時までの経歴書 (経歴提出のみ)	—	4単位 ※H 単位表に掲げる項番1～3の参加実績	—

資格名	区分	職務・麻酔経歴	必要臨床実績	必要単位数等	試験	
学会専門医	新規	医師免許取得後から申請時までの経歴書 ※研修プログラム中は週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要	研修プログラム開始日から研修プログラム終了日までの臨床実績報告書(※A) ※研修プログラムで以下の経験症例数を満たすこと ・帝王切開術の麻酔 10 症例 ・小児(6歳未満)の麻酔 25 症例 ・心臓血管手術の麻酔 25 症例 (胸部大動脈手術を含む) ・胸部外科手術の麻酔 25 症例 ・脳神経外科の麻酔 25 症例	8単位 ※H 1) 学術集会等への参加実績 6単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C ・AHA-ACLS、PALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(実技受験者のみ書類申請時に提出必要) ※2017年度開始研修プログラムに登録されている方は、機構基準となるので「機構専門医新規」に記載された必要症例数・必要単位数を取得すること	筆記・口頭・実技	
	新規(旧制度)	医師免許取得後から申請時までの経歴書 ※認定医取得後から週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要 ※認定医取得後から申請年の3月31日までに週3日以上麻酔科関連業務に従事している期間が合計2年以上必要 ※認定医取得後から申請年の3月31日までに1年以上は認定病院で週3日以上手術麻酔の業務に従事していることが必要	後期研修開始日から申請する年の3月31日までの臨床実績報告書	8単位 ※H 1) 学術集会等への参加実績 6単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C ・AHA-ACLS、PALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(実技受験者のみ書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技	
	更新	※現在学会専門医の方は次回の更新は機構専門医更新をご申請ください				
	再認定① ※資格喪失後5年以上	医師免許取得後から申請時までの経歴書 ※医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分	申請する年の1年前の4月1日から申請年の3月31日までの臨床実績報告書 ※上記期間の臨床実績報告書内容から、満3ヶ月の麻酔科関連業務の従事を審査	8単位 ※H 以下に掲げる4単位の実績を含まなければならない 1) 日本麻酔科学会が主催する年次学術集会への参加(必須) 3単位 2) 以下①から③いずれかより1単位 ① 日本麻酔科学会が主催する学術集会等への参加 ② 日本麻酔科学会が主催する学術集会等での発表 ③ 日本麻酔科学会の機関誌、準機関誌への発表 ※不足する単位は単位表に掲げる学術集会への参加ならびに発表及び学術出版物への発表による実績で加算が必要 ・AHA-ACLS、PALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(実技受験者のみ書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技	
再認定② ※資格喪失後5年未満	医師免許取得後から申請時までの経歴書 ※医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分				口頭・実技	

資格名	区分	職務・麻酔経歴	必要臨床実績	必要単位数等	試験
機構専門医	新規	職務経歴：医師免許取得後から申請時までの経歴書 麻酔経歴：研修プログラム開始年の4月1日から申請時までの経歴書 ※研修プログラム中は週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要	研修プログラム開始年の4月1日から研修プログラム終了日までの臨床実績報告書(※A) ※研修プログラムで以下の経験症例数を満たすこと ・麻酔科管理症例(局所麻酔を含む) 600例 ・小児(6歳未満)の麻酔 25 症例 ・帝王切開術の麻酔 10 症例 ・心臓血管手術の麻酔 25 症例(※D) (胸部大動脈手術を含む) ・胸部外科手術の麻酔 25 症例 ・脳神経外科の麻酔 25 症例	10単位 ※H 1) 学術集会等への参加実績 5単位 ※B 2) 学術発表による発表実績 2単位 ※C 3) 専門医共通講習による実績 3単位 ※E ・AHA-ACLS、PALSプロバイダーコースを有効単位数期間内に受講していること(受験科目にかかわらず書類申請時に提出必要)	筆記・口頭・実技
	更新	申請する年の5年前の4月1日から申請時までの経歴書 ※機構専門医取得後、単一施設で週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していることが必要	申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの報告書	50単位 ※H 1) 診療実績 最小5単位(最大10単位) 2) 専門医共通講習 最小3単位(最大10単位) 医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講習会をそれぞれ1単位含むこと 3) 麻酔科領域講習 最小15単位(上限なし) ※このうち10単位は本学会主催の講習会であること 4) 学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位(上限なし) ※最小6単位は学術集会への参加単位で取得すること 学術集会への参加は6単位を超えてカウントできない 単位計算の詳細はこちら 移行措置とスケジュールはこちら	—
	再認定	※詳細は「機構専門医 再認定」をご確認ください。			

資格名	区分	職務・麻酔経歴	必要臨床実績	必要単位数等	試験
麻酔科指導医	新規	申請する年の5年前の4月1日から申請時までの経歴書	【指導症例500症例について】 右記の1)、2)の要件で申請する場合提出不要 3)の要件で申請する場合のみ提出要	【正会員】 下記のいずれかを満たすこと ※H 1) 学術集会参加実績(12単位) ※G 2) 学術集会参加実績(8単位) ※G+研究実績(3.5単位) 3) 学術集会への参加実績(8単位) ※G+指導実績(500例以上)	—
	更新	申請する年の5年前の4月1日から申請時までの経歴書	申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの期間で指導症例500例分の臨床実績報告書※F	【名誉会員・施設長】 学術集会への参加実績(8単位) ※G	—

【必要症例・単位数における注意点】

A	①臨床実績報告書のカウント：1症例につき、担当症例：2名、指導症例：2名の計4名までカウントが可能です。 研修プログラム必要経験症例のカウント：1症例につき、担当医1名のみカウント可能です。小児と心臓は1症例につき2名までカウント可能です。(指導症例はカウントできません) https://anesth.or.jp/users/preview/news/5ce65c9b-7cd4-4080-960c-1ab41b002544 ②初期研修の取り扱いについて 【2015・2016年度開始のプログラム】初期研修中に麻酔科で研修した期間と症例を含めることが可能。ただし、初期研修終了後6ヶ月以内に研修プログラムに登録していることが条件。 【2017年度以降開始のプログラム】初期研修中に専門研修指導医が指導した経験症例を含めることが可能(期間は含められません)
B	『(公社)日本麻酔科学会年次学術集会』への参加実績1回以上を含み、必要単位を満たすこと
C	『(公社)日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『Journal of Anesthesia』/『JA Clinical Reports』または「麻酔」への発表のいずれかによる発表実績1単位以上を含み、必要単位を満たすこと
D	2019年度以降に研修プログラムを開始した専攻医について、心臓血管手術の麻酔症例は25例のうち人工心肺装置を使用した心臓大血管手術および心拍動下冠動脈バイパス術(OPCAB)の麻酔症例を必ず15例以上経験することとし、その他の心臓大血管手術症例を含めることができる
E	医療安全講習会、感染対策講習会、医療倫理講習会をそれぞれ1単位ずつ受講ください(e-learningでの受講も可)
F	日本麻酔科学会認定指導医(学会指導医)に関する内規 第5条3号の要件で申請を行う場合に提出すること(第5条3号以外の要件では提出の必要はございません)
G	この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含んでいることが必要です。また、単位表に掲げる項番1～3、項番5(この法人が主催するもの)の参加実績のみ加算可能です。
H	有効単位数期間は、書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日です。※2023年度までに機構専門医更新申請をする方は移行措置がございます。移行措置とスケジュールをご確認ください。

【2017年度開始研修プログラムにご登録の方へ】

これまでも弊社HPの「学会専門医 新規申請」ページでご案内をしていた通り、2017年度開始研修プログラムにご登録される方が専門医新規申請を行う場合、必要な要件は機構専門医基準となります。

2021年3月19日にニュースにて注意喚起を行い、2021年3月17日に「必要単位数・症例数」の「学会専門医新規」の項目にも下記の通り注意書きを追記いたしました。

<変更内容>

更新日：2021年3月17日

項目名：学会専門医新規 必要単位数

以下の文言を注意喚起として追記いたしました。

『※2017年度開始研修プログラムに登録されている方は、機構基準となりますので「機構専門医新規」に記載された必要症例数・必要単位数を取得してください。』

ただ、【学会専門医 新規申請】からのリンク先では注意喚起が表示されておりましたが、【各種認定情報・資格申請】からのリンク先では更新前の注意喚起がない状態で掲載されておりました。この度は混乱をお招きし、誠に申し訳ございませんでした。2021年4月27日段階で最新の表示としております。

会員の皆様の混乱を防ぐため、「必要な症例数・単位数」に関して変更履歴を掲載いたします。今後は変更履歴と合わせてご確認をお願いいたします。